

様式第3号（第4条関係）

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

堺市長 殿

住所.....

氏名.....

（申立者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（申請日が1月から10月までの間にある場合にあつては、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、次のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	
	氏名					
	住所（別居の場合）					
2	フリガナ		続柄		生年月日	
	氏名					
	住所（別居の場合）					
3	フリガナ		続柄		生年月日	
	氏名					
	住所（別居の場合）					

【添付書類】

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書は、堺市養育費に関する公正証書等作成促進給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から10月までの間にある場合にあつては、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合にあつては、その死亡した日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や当該給付金の支給を受けようとする者との続柄を御記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から10月までの間にある場合にあつては、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合にあつては、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方をいいます。
  - 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された子（いわゆる里子）若しくは市町村長から養護を委託された老人である者
  - あなたと生計を一にしている者
  - 前年（申請日が1月から10月までの間にある場合にあつては、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下の者
  - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない者又は白色申告書の事業専従者でない者